

[事例問題2] (50点)

【問題】

問1 起案

原告訴訟代理人の立場に立って、別紙2(商標登録原簿謄本)、別紙3(商標公報)、別紙4(報告書)に基づいて、別紙1(訴状)の空欄1ないし4に記載すべき文章を起案してください。

なお、以下の注に留意してください。

注1 訴状の事案は、現在の法令と、現在存在する全ての判例に基づいて起案してください。

注2 この問題の事例は、架空の事例であって、実際の事件ではありません。

注3 甲第3号証以下の証拠の添付は省略しております。

問2 小問

1. 以下の各問に解答してください。

- (1) 甲及び乙が不動産を共有している場合に、乙は、甲の同意を得ないで、同不動産の共有持分権を第三者に譲渡することができるかどうか、について、結論と理由を答えてください。
- (2) 甲及び乙が商標権を共有している場合に、乙は、甲の同意を得ないで、同商標権の共有持分権を第三者に譲渡することができるかどうか、について、結論と理由を答えてください。
- (3) 甲及び乙が商標権を共有している場合に、乙は、甲の同意を得ないで、同商標権に係る商標を付した同商標権に係る商品を製造し、販売することができるかどうか、について、結論と理由を答えてください。
- (4) 甲及び乙が商標権を共有しており、契約で共有者の一方は他方の同意を得ないで同商標権に係る商標を所定の態様以外の態様で使用してはならない旨の定めをしている場合で、乙が、甲の同意を得ないで、同商標権に係る商標を所定の態様以外の態様で付した同商標権に係る商品を製造し、販売しているときに、甲は、乙に対し、如何なる理由により、如何なる請求を行うことができるか、について、根拠条文を示して答えてください。

2. 民事訴訟の基本原則に関連する下記の記述につき、「ア」～「カ」に該当するものを答えてください。

- (1) 原告がその意思で訴訟を開始させ、かつ審判の対象を設定・限定することができ、更に、当事者がその意思で裁判によらずに訴訟を終了させることができるという建前を「ア」という。
- (2) 民事訴訟法第「イ」条は、「ア」のうち、原告による審判の対象の設定と判決との関係についての規定である。
- (3) 「ア」のうち、当事者がその意思で裁判によらずに訴訟を終了させることができるとの点については、その具体的な手段として、「ウ」、「エ」及び「オ」がある。これらのうち、訴訟物のレベルで紛争解決の基準が形成されるものは、「ウ」及び「オ」であり、そうでないものは「エ」である。「オ」は、常に当事者双方の意思表示が必要である点において、原告・被告それぞれ単独の意思表示によって実現する「ウ」と異なる。
- (4) 民事訴訟法第「カ」条は、「エ」の手續についての規定である。

訴 状

平成25年10月28日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 甲 野 太 郎 ㊟

弁理士 甲 山 二 郎 ㊟

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇区〇町〇丁目〇番〇号

原 告 甲川株式会社

代表者代表取締役 甲 川 一 郎

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

甲野法律事務所 (送達場所)

TEL 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

原告訴訟代理人弁護士 甲 野 太 郎

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

甲山特許事務所

TEL 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

原告訴訟代理人弁理士 甲 山 二 郎

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇区〇町〇丁目〇番〇号

被 告 乙川株式会社

代表者代表取締役 乙 川 三 郎

商標権侵害差止等請求事件

訴訟物の価格 ○○○○万○○○○円

貼用印紙額 ○○万○○○○円

## 請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、別紙ウェブページ目録記載のウェブページに、別紙被告標章目録記載の標章を使用してはならない。
  - 2 被告は、別紙ウェブページ目録記載のウェブページから、別紙被告標章目録記載の標章を抹消せよ。
  - 3 被告は、「monchuchu.jp」のドメイン名を保有してはならない。
  - 4 被告は、「monchuchu.jp」のドメイン名の登録抹消申請手続をせよ。
  - 5 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

## 請 求 の 原 因

### 第1 当事者

- 1 原告は、菓子の製造販売等を業とする株式会社である。
- 2 被告は、洋菓子の製造販売等を業とする株式会社である。

### 第2 原告の商標権

原告は、以下の商標権（以下「原告商標権」といい、その登録商標を「原告商標」という。）を有する（甲1，甲2）。

|       |           |
|-------|-----------|
| 登録番号  | 第8888888号 |
| 出願年月日 | 平成4年9月1日  |
| 登録年月日 | 平成7年2月1日  |

指定商品

第30類 菓子，パン

登録商標

別紙原告商標目録記載のとおり

### 第3 原告の商品表示

原告は，自ら製造した洋菓자에原告の商品であることを示す商品表示として，「Monchuchu」の表示（以下「原告表示」という。）を付し，これを使用している。

### 第4 被告の行為

被告は，平成24年12月1日以降現在に至るまで，別紙ウェブページ目録記載のウェブページ（以下「被告ウェブページ」という。）において，別紙被告標章目録記載の標章（以下「被告標章」という。）を被告の製造した洋菓子の通信販売をするインターネット上の店舗名として表示し，自ら製造した洋菓子の販売をしている。また，被告は，平成25年1月15日以降現在に至るまで，ドメイン名「monchuchu.jp」（以下「被告ドメイン名」という。）を保有している。

### 第5 商標権侵害

- 1 被告標章は原告商標権の指定商品に類似するものに使用されていること  
原告商標権の指定商品は「菓子，パン」であるところ，被告標章は，洋菓子の小売という役務に使用されている。そして，以下に述べるとおり，商品「菓子，パン」と役務「洋菓子の小売」は類似するものである（商標法2条6項）。

空欄 1

## 2 商標としての使用

被告の製造した洋菓子を通信販売する被告ウェブページにおいて被告標章を表示する行為は、被告標章を被告の商標として使用するものである。

原告商標と被告標章の類似性

空欄 2

## 3 小括

以上のとおり、被告の行為は、原告商標権を侵害したものである。

## 第6 不正競争行為

### 1 不正競争防止法2条1項1号

#### (1) 原告表示が周知であること

空欄 3

#### (2) 商品等表示としての使用

被告標章は、被告の製造販売する洋菓子の通信販売を行う被告ウェブページにおいて表示されていることから、かかる被告の行為が、不正競争防止法2条1項1号の商品等表示の使用に該当することは明らかである。

#### (3) 原告表示と被告標章の類似性

原告表示と被告標章が類似することは、上記第5・2で主張したとおりである。

#### (4) 誤認混同のおそれ

原告及び被告は、いずれも洋菓子を製造販売しており、その需要者は共通する。したがって、需要者において混同のおそれのあることは明らかである。

(5) 小括

以上のとおり、被告ウェブページにおいて被告標章を表示して洋菓子を販売する行為は、不正競争防止法2条1項1号に該当し、これにより原告が営業上の利益を侵害されるおそれのあることは明白であるから、原告は、被告に対して、被告標章の使用につき差止請求権を有する。

2 不正競争防止法2条1項12号

被告は、ドメイン名「monchuchu.jp」を保有している。当該ドメイン名は、原告の特定商品等表示である原告商標及び原告表示と同一ないし類似する。

そして、かかる被告の行為は、以下に述べるとおり、不正の利益を得る目的で行われたものである。

空欄 4

したがって、被告が、不正の利益を得る目的で、被告ドメイン名を保有しているものであって、当該行為は不正競争防止法2条1項12号に該当する。よって、原告は、被告に対して、被告ドメイン名の保有につき差止請求権を有する。

第7 結論

よって、原告は、被告に対し、商標法36条及び不正競争防止法3条に基づき、被告標章の使用の差止め及び被告標章の抹消を求めるとともに、被告ドメイン名の保有の差止め及び登録抹消申請手続を行うことを求める。

以上

## 証 拠 方 法

- 甲第1号証      商標登録原簿謄本  
甲第2号証      商標公報  
甲第3号証      (以下略)

## 添 付 書 類

- |   |                  |                    |
|---|------------------|--------------------|
| 1 | 訴状副本             | 1 通                |
| 2 | 甲号証写し            | 正本各 1 通<br>副本各 1 通 |
| 3 | 資格証明書            | 2 通                |
| 4 | 訴訟委任状            | 2 通                |
| 5 | 特定侵害訴訟代理業務付記証書写し | 1 通                |
| 6 | 訴額計算書            | 1 通                |



別紙

被告標章目録

Baby  
**MONCHUCHU**

別紙

## ウェブページ目録

URL「[www.otsugawa.jp](http://www.otsugawa.jp)」により特定されるインターネット上のウェブページ及び同ドメイン名下において存在する全てのインターネット上のウェブページ

別紙

原告商標目録

Monchuchu  
モンチュチュ

(別紙2)

甲第1号証

|              |  |                                 |  |                 |  |        |  |            |  |
|--------------|--|---------------------------------|--|-----------------|--|--------|--|------------|--|
| 商            |  | 商 標 登 録 第 8 8 8 8 8 8 8 号       |  |                 |  |        |  |            |  |
| 第            |  | 一                               |  | 表               |  | 示      |  | 部          |  |
| 表示番号<br>(付記) |  | 登                               |  | 録               |  | 事      |  | 項          |  |
| 1 番          |  | 出願年月日                           |  | 平成 4 年 9 月 1 日  |  | 出願番号   |  | 04-8888888 |  |
|              |  | 出願公告年月日                         |  | 平成 6 年 4 月 27 日 |  | 出願公告番号 |  | 06-8888888 |  |
|              |  | 査定年月日                           |  | 平成 6 年 8 月 24 日 |  |        |  |            |  |
|              |  | 商品及び役務の区分                       |  | 第30類            |  |        |  |            |  |
|              |  | 指定商品                            |  | 菓子, パン          |  |        |  |            |  |
|              |  | 登録年月日 平成 7 年 2 月 1 日            |  |                 |  |        |  |            |  |
| 2 番          |  | 【存続期間の更新登録】                     |  |                 |  |        |  |            |  |
|              |  | 申請年月日                           |  | 平成17年 1月20日     |  |        |  |            |  |
|              |  | 登録年月日 平成17年 1月31日               |  |                 |  |        |  |            |  |
| 登            |  | 録                               |  | 料               |  | 記      |  | 録          |  |
| 登録料          |  |                                 |  |                 |  |        |  |            |  |
|              |  | 10年分 金額 151000円 納付日 平成17年 1月20日 |  |                 |  |        |  |            |  |
| 甲            |  | 区                               |  |                 |  |        |  |            |  |
| 順位番号<br>(付記) |  | 登                               |  | 録               |  | 事      |  | 項          |  |
|              |  | 東京都〇区〇町〇丁目〇番〇号                  |  | 甲川株式会社          |  |        |  |            |  |
| 1 番          |  | 登録年月日 平成 7 年 2 月 1 日            |  |                 |  |        |  |            |  |
|              |  | (以下余白)                          |  |                 |  |        |  |            |  |

- 1 -

上記は商標登録原簿に記載されている事項と  
相違ないことを認証する。

平成25年 7月 2日

経済産業事務官 〇山 〇男 (印)

(別紙3)

甲第2号証

(190) 【発行国】 日本国特許庁 (JP)

(450) 【発行日】 平成 7年 2月24日 (1995. 2. 24)

【公報種別】 商標公報

(111) 【登録番号】 商標登録第8888888号 (T8888888)

(151) 【登録日】 平成 7年 2月 1日 (1995. 2. 1)

(541) 【登録商標】

Monchuchu  
モンチュチュ

(500) 【商品及び役務の区分の数】 1

(511) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

第30類 菓子, パン

(210) 【出願番号】 商願1992-888888 (T1992-888888)

(220) 【出願日】 平成 4年 9月 1日 (1992. 9. 1)

(732) 【商標権者】

【識別番号】 88888888

【氏名又は名称】 甲川株式会社

【住所又は居所】 東京都〇区〇町〇丁目〇番〇号

【以下省略】

## 報告書（甲川一郎の言い分）

### 1 経歴

私は、洋菓子専門店を開店しようと考え、平成4年に甲川株式会社（以下「当社」といいます。）を設立し、同年9月1日に東京都内に1号店をオープンして、洋菓子を販売してきました。店舗の名前は「Monchuchu」という名称で、「モンチュチュ」と読みます。この名前は、フランス語で「私のお気に入り」との意味をもつ「Mon chouchou」にヒントを得て、私が考えた店名で、当社の屋号も同様です。1号店を開設するのと同時に、商標の出願もしており、平成7年2月1日に登録されています（登録番号第8888888号）。当社設立以来、私が代表取締役として、商品の開発から店舗の拡大まで担ってきました。当社の販売する洋菓子のラベル、包装や紙袋には、必ず「Monchuchu」を付して販売しています。

### 2 店舗の拡大と当社の洋菓子の評判

平成4年9月1日に開店した「Monchuchu」1号店は、特に宣伝広告もしなかったのですが、次第に口コミで評判を呼ぶようになりました。といいますのは、当社の製造する洋菓子は、自然素材を利用しているだけではなく、カロリーも抑えめで、にもかかわらず美味しいことから、ナチュラル指向のお客様やダイエットに興味のあるお客様を中心として、大変ご好評を頂いたためです。おかげさまで「Monchuchu」1号店は、順調に売上げを伸ばしてきました。

注文は東京都内全般から殺到するようになったため、平成9年には一気に店舗を東京都内に10店舗に拡大しています。店舗拡大と同時期にウェブサイトも立ち上げています。今では東京都以外からも当社の洋菓子の評判を聞きつけて、購入に来るお客様も多いと聞いています。

平成15年からは通信販売も開始し、また、札幌、仙台、京都、大阪、福岡を中心とする全国の百貨店において、当社の洋菓子が販売されています。

雑誌の取材も多く、当社で把握しているだけでも、これまで洋菓子（スイーツ）を特集した雑誌50紙において、当社の製造する洋菓子が紹介されています。これらの雑誌記事には、いずれも店舗名である「Monchuchu」が表記されています。雑誌記事は、当社で保管しておりますので、提出致します。

### 3 乙川株式会社による当社商標の不正使用

平成24年の年末のことですが、当社の常連の顧客より、通信販売のウェブサイトを変更したのか、というお問い合わせがありました。そこで調べてみると、URL「www.otsugawa.jp」のウェブサイトで、「Baby MONCHUCHU」と表示

され、そこで洋菓子の通信販売をしているウェブサイト（以下「相手方ウェブサイト」といいます。）を見つけました。この相手方ウェブサイトで通信販売している洋菓子は、小さな焼き菓子の詰め合わせでした。

試しに当社社員に購入させたところ、商品には、製造販売元として「乙川株式会社」と記載されていました。商品の包装には「MONCHUCHU」を含む文字の記載はなく、「Baby MONCHUCHU」という表示は、このインターネット上の店舗名として使用されているだけでした。

また、インターネットの検索サイトの1つである「×××サーチ」で、キーワードを「Monchuchu」として検索すると、当社のウェブサイトか、又は、当社の洋菓子を紹介したブログなどが出てくるのですが、その中に、相手方ウェブサイトも検索結果として表示されます。このような検索結果が表示されると、当社の顧客が、相手方ウェブサイトで当社製の洋菓子の通信販売をしていると勘違いをしてしまいます。

#### 4. 警告書の送付と乙川株式会社からの返答

私は、早速、弁護士甲野太郎先生にご相談し、先生から、乙川株式会社に対して、「MONCHUCHU」を含む表示を利用することが商標権を侵害し、また不正競争行為に当たること、即時に表示の削除を求めることを内容とする警告書を平成24年12月24日付けで送って頂きました。

これに対して、乙川株式会社の代表者から平成25年1月30日付けで回答が来ました。しかし、その内容は、「Monchuchu」と「Baby MONCHUCHU」は類似していない、「Baby MONCHUCHU」の表示を止めてもいいが、その場合には変更手数料として500万円支払えというものでした。更に、乙川株式会社は、ドメイン名「monchuchu.jp」を平成25年1月15日に取得し、これを、これまで利用していた「www.otsugawa.jp」に変わって利用して、焼き菓子を販売する予定であったが、「Baby MONCHUCHU」の表示を止めるよう要求するのであれば、ドメイン名「monchuchu.jp」を別途1000万円で買い取るよう要求されました。

調べてみると、確かに乙川株式会社により「monchuchu.jp」のドメイン名が平成25年1月15日付けで取得されていました。

#### 5 当社の意向

乙川株式会社は、ドメイン名「monchuchu.jp」を取得するにあたって支出した費用は1万円程度であり、また、当社の顧客を騙して商品を販売しようとしているにもかかわらず、こともあろうに当社に対して1000万円も要求するとは許

せません。

相手方ウェブサイトの表示をみても、当社の顧客に誤解を生じさせて不当に利益を得ようと考えていることは明らかであり、即刻訴訟を起こして止めさせてください。また、乙川株式会社が、ドメイン名「monchuchu.jp」を保有したままでは困るので、適切に対処して下さい。なお、相手方の商品はそれほど売れていないようですし、弊社に具体的な損害も出ておりませんので、損害賠償請求までして頂く必要はありません。

以上